令和８年 10 月 28 日開催

石狩市教育委員会会議（10 月定例会）資料

＜議案＞

議案第１号　石狩市立学校通学区域規則の一部改正について・・・・・・・・・Ｐ１

＜報告事項＞

①令和８年度全国学力・学習状況調査結果報告～石狩市における結果概要～
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別冊

石　狩　市　教　育　委　員　会

石狩市立学校通学区域規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和　年　月　日

石狩市教育委員会教育長　西田　正人

石狩市教育委員会規則第　号

石狩市立学校通学区域規則の一部を改正する規則

石狩市立学校通学区域規則（昭和51年教育委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改　正　前</th><th>改　正　後</th></tr>
<tr><td>
別表第１（第２条関係）
<table>
<tr><th>学校名</th><th>通学区域</th></tr>
<tr><td colspan="2">略</td></tr>
<tr><td>緑苑台小学校</td><td>緑苑台東１条１丁目・２丁目、緑苑台東２条１丁目・２丁目、緑苑台東３条１丁目～３丁目、緑苑台中央１丁目～３丁目、緑苑台西１条１丁目～３丁目、緑苑台西２条３丁目及び花川東</td></tr>
</table>
</td><td>
別表第１（第２条関係）
<table>
<tr><th>学校名</th><th>通学区域</th></tr>
<tr><td colspan="2">略</td></tr>
<tr><td>緑苑台小学校</td><td>緑苑台東１条１丁目・２丁目、緑苑台東２条１丁目・２丁目、緑苑台東３条１丁目～３丁目、緑苑台中央１丁目～３丁目、緑苑台西１条１丁目～３丁目、緑苑台西２条１丁目～３丁目及び花川東</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考　改正部分は、下線の部分である。</td></tr>
</table>

附　則

この規則は、令和８年 10 月 30 日から施行する。